

平成28年

寒河江市農業委員会第5回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第5回総会

日時 平成28年5月25日(水) 午前9時00分
会場 図書館 2階会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	9番 石山邦一
10番 大泉邦彦	11番 眞木早百合	12番 相原稔
13番 小野義和	14番 佐藤義広	15番 奥山眞治
16番 菅井孝一	17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美
19番 渡辺宏	20番 木村三紀	

事務局

事務局 局長 原田真司	局長補佐 佐藤利美
総務主査 佐藤陽一	総務係長 高子英晴
農地係長 村上千尋	農地係主事 国井茂伸

議事

- (1) 議第21号 「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
(案) 及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」
(案) について
- (2) 議第22号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第24号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時28分

木村議長 それでは早速、寒河江市農業委員会第5回総会を始めます。
 まず、総会の成立についてでありますけれども、本日の出席者は総委員数20名中、出席委員20名で在任委員の全員が出席となっておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですけれども、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

 （「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、18番・柏倉吉美委員、1番・加藤友康委員にお願いします。

 次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

事務局（農地係長） 私のほうから報告事項を申し上げます。
 2ページ目をごらんください。

 （報告事項朗読）

木村議長 ありがとうございます。
 ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

 （「なし」の声あり）

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局 (「特にありません」の声あり)

木村議長 それでは早速、議事に入ります。

木村議長 まず初めに、(1) 議第21号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について、事務局から説明を求めます。

事務局 (局長補佐) それでは、「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)について、要点の部分だけ説明をさせていただきます。

(議案書朗読)

続きまして、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について。

(議案書朗読)

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。

ただいま「平成27年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価」(案)及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について説明がありましたけれども、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決いたします。

議第21号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第21号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

それでは、議第22号から農地法関連の議案について上程します。

(2) 議第22号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第24号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第22号から議第24号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第24号「農用地利用集積計画書の審議について」、7番土屋喜久夫委員、14番佐藤義広委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理人、よろしくお願ひします。渡辺委員。

渡辺委員

19番、渡辺です。

去る5月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各

地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法第5条の案件3件を実施し、審査いたしました。

議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

順位21番、柴橋地区のグループホーム建設用地の案件であります。現場は都市計画区域内無指定の農地です。金谷集落の中に位置する小集団の農地であり、計画を鑑み、やむを得ないと判断いたしました。

次に、順位22番、寒河江地区の宅地分譲用敷地案件であります。現地は都市計画区域内の用途地域で、都市計画整理法による換地処分も行われており、計画どおりであれば特に問題はないと判断してきました。

次に、順位25番、白岩地区の特別養護老人ホーム建設用地の案件であります。現地は既存の老人ホームの隣地であるものの、良好な田が広がっている一帯でありました。しかし、計画を鑑み、転用はやむを得ないと判断いたしました。

なお、その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたします。事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、10時20分までといたします。

それでは地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前

9時53分

再開 午前 10時24分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第22号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、佐藤義広委員をお願いします。

佐藤委員 14番、佐藤義広です。

議第22号農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

(議案書順位16番朗読)

この件につきまして、5月20日、黒田委員と現地を確認してきました。現地は譲受人の宅地に隣接しており、適切に管理しており、問題はないと見てきました。なお、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。次に、西根地区、加藤友康委員をお願いします。

加藤委員 1番、加藤です。

(議案書順位17番朗読)

順位17番について、5月20日に鈴木久一委員とで現地を調査してまいりました。この土地は用途区域内にある農地

になりまして、賃借人は認定農家ですので本来ならば利用集積で済むところだったんですけども、先ほども言いましたように、用途区域内ということで3条の貸借となっております。引き続き水稲を作付するものでありますので、周辺農地への影響はないと判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

順位16番、順位17番は、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第22号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第22号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、佐藤義広委員をお願いします。

佐藤委員

14番、佐藤義広です。

議第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について。

(議案書順位18番朗読)

この件につきまして、5月15日、小野委員と現地を確認してきました。本楯地区に隣接しており、周辺は住宅地であり、申請どおりであれば何ら問題はないと見てきました。なお、地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位20番朗読)

この件につきまして、5月15日、小野委員と現地を確認してきました。周辺地域は既に住宅地であり、申請どおりであれば何ら問題はないと見てきました。なお、地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして、9ページをお願いします。

(議案書順位22番朗読)

この件につきましては、5月19日、事前審査会で現地を

確認してきました。周辺地域は既に住宅地であり、申請どおりであれば何ら問題はないと見てきました。地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位 24 番朗読)

この件につきまして、5月15日、小野委員と現地を確認してきました。周辺地域は既に住宅地であり、申請どおりであれば何ら問題はないと見てきました。なお、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続きまして、柴橋地区、石山邦一委員お願いします。

石山委員

9番、石山邦一です。

(議案書順位 17 番朗読)

この件につきましては、5月15日、大泉委員と現地確認をしてまいりました。細長い土地で三方を住宅に囲まれて、申請どおりであれば何ら差し支えないものと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

次のページをご覧ください。

(議案書順位 21 番朗読)

この件につきましては、5月19日、事前審査会で見えております。周りは金谷の住宅地の中でありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位 23 番朗読)

この件については、5月15日に奥山委員と現地を確認してまいりました。申請どおりであれば何ら問題ないものと見てきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。
次に、高松・醍醐地区、相原 稔委員をお願いします。

相原委員

12番、相原 稔です。

(議案書順位 19 番朗読)

この件につきまして、5月16日、猪倉委員と現地を確認してまいりました。■■■■氏は国道287号線沿いに居住しておりますが、自宅敷地に余裕がなく、自家用車の置き場所に苦労していたということです。今回、隣接する畑を譲り受け、整地した上で露天駐車場として利用したいということでした。計画どおりであれば、周辺農地に対する影響等はないものと判断いたしました。地区審査においても異議ありませんでした。
以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。
次に、白岩地区、眞木早百合委員。

眞木委員

11番、眞木です。

(議案書順位 25 番朗読)

この件につきまして、5月19日、事前審査会にて現地確認をしてきました。場所は特老白岩に隣接する農地です。以前、農業振興用地除外の案件で出てきたところですが、このたび農業振興用地除外の公告が出ましたので、5条転用の案件で上がってきました。計画どおりであれば周辺農地への影響もないと思われまます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

では、私のほうから説明を差し上げます。

順位17番は、資材置場に転用となっております。農地区分は近隣を住宅等で囲まれているので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位18番及び一つ飛ばしまして順位20番は、ともに親子間の使用貸借で、住宅建築用敷地への転用となっております。農地はともに都市計画区域内の用途地域内に位置しますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

戻りまして、順位19番は駐車場用敷地への転用です。申請地は宅地及び道路に囲まれた小集団の農地ですので、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、現地は申請人の宅地及び進入路の隣地の農地の一部を分筆した上で、駐車場用地としての最低限を計上するものであり、代替性がないと考えられますので、許可相当と考えます。

順位21番は、認知症対応型共同生活介護事業施設への転

用です。農地は集落に隣接する小集団の農地ですので、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、この施設は社会福祉法に定められた第2種社会福祉事業のため、土地収用法認定事業となり、許可相当と判断します。

順位22番は、宅地分譲用敷地への転用です。農地は都市計画区域内の用途地域のため、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可となりますので、問題ないと判断します。

順位23番は、住宅建築用敷地への転用です。農地は宅地や道路に囲まれた小集団の農地であり、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、集落に接続しており、他に適地も見当たらず代替性がないと認められますので、許可相当と判断します。

順位24番は、賃貸住宅用敷地への転用です。現地は都市計画区域内の用途地域のため、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと判断します。

順位25番は、特別養護老人ホームへの転用です。農地は既存の特別養護老人ホームの隣地ではあるものの、良好な営農条件を備えた一団の農地内に存在し、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、この施設は社会福祉法に定められた第1種社会福祉事業のため土地収用法認定事業となり、許可相当と判断します。

なお、4月から農地法の改正があったことに伴い、敷地面積が30アールを超えるため、この総会で許可相当となった場合、農業会議へ諮問し、その後、県へ農業会議の意見を付し意見を送付することを申し添えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

最後の項目で、30アールを超えた場合は農業会議の意見を出すということでやっておりますので、来月、恐らく天童

の会長が確認に来ると思いますので、ひとつよろしくお願
いしたいと思います。

それでは、ただいまの地区担当委員、事務局からの説明に
ついて、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決いたします。

議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書
の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙
手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第23号は原案のとおり許可相当と
して県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第24号「農用地利用集積計画書の審議について」、
7番の土屋喜久夫委員、14番の佐藤義広委員がそれぞれ関
係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、退室)

それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果
の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、小野委員をお願いします。

小野委員

13番、小野です。

農用地利用集積計画書の11ページをお開きください。

(議案書朗読)

一番最後をお開きください。

5月の集積計画集計表です。No.1、地区名寒河江、件数99件、面積12.94ヘクタール。No.2、南部地区、件数8件、0.93ヘクタール。

いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、西根・三泉地区、加藤友康委員お願いします。

加藤委員

1番、加藤です。

(議案書朗読)

最後のページ、集計表をごらんください。

No.3、西根、7件、面積0.46ヘクタール。

いずれも認定農業者であり、地区審査では異議ありませんでした。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

次に、柴橋地区、石山邦一委員お願いします。

石山委員

9番、石山邦一です。

(議案書朗読)

最後の集計の欄をごらんください。

No. 5、柴橋、件数が2件、面積が0.2ヘクタールとなっております。

借受人は認定農業者であり、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地係長）

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第24号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第24号は原案のとおり決定いたします。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第24号は原案のとおり決定したことを報告します。

以上、これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして本日の総会を終了します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時52分

平成28年5月25日

第5回総会 議長.....

議事録署名委員 18番委員.....

議事録署名委員 1番委員.....